

茨城部活動問題対策委員会 規約

(名称)

第1条 この会は、茨城部活動問題対策委員会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、教員の労働問題としての観点から部活動問題に取り組み、茨城県内の教員（以下「県内教員」という。）が部活動顧問への就任を強いられることのない環境を実現することを目的とする。

(活動内容)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の活動を行なう。

- (1) 部活動問題に関する調査および研究
- (2) 県内教員の使用者に当たる人物および機関との交渉
- (3) 市民への(1)(2)の過程および結果に関する広報
- (4) その他、本会の目的を達成するために必要な活動

(会員)

第4条 本会の会員は、本会の目的に賛同し入会した個人とする。会員数の上限は10名とする。

(入会)

第5条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を代表に提出し、本会の承認を得るものとする。

(会員の権利)

第6条 会員には、次の権利がある。

- (1) 各種会議に参加し自由に意見を申し出る権利
- (2) 差別されず、均等な取り扱いを受ける権利
- (3) 義務のない業務遂行を強いられない権利
- (4) 役員の選挙権、被選挙権および改選要求権
- (5) 年度収支が黒字であった場合、余剰金を公平に分配される権利

(会員の義務)

第7条 会員には、次の義務がある。

- (1) 本規約に基づいて実施される会議に原則として出席する義務
- (2) 会費（月々500円）を納める義務
- (3) 年度収支が赤字であった場合、不足金を公平に補填する義務

(退会)

第8条 会員は、退会届を代表に提出し任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 本人が死亡したとき
- (2) 会費を 6 ヶ月以上納入しないとき

(役員)

第 9 条 本会に次の役員を置く。

- (1) 代表 1 名
- (2) 副代表 1 名
- (3) 監査役 1 名

2 第 1 項に定める役員は、会員の互選により選出する。

3 役員の任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。

4 役員は、任期に満たない場合であっても、会員の 3 分の 2 以上の改選要求があった場合に改選する。

(職務)

第 10 条 代表は、本会を代表し、その業務を統括する。

2 副代表は、代表を補佐し、これに事故があるとき、または欠席のときは、その職務を代行する。

3 監査役は、会の業務および財産の状況を監査する。

(会議)

第 11 条 本会に次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 定例会議
- (3) 臨時会議

2 いずれの会議も、会員の 3 分の 2 以上の出席がなければ、開会することができない。

3 いずれの会議においても、議事録を作成する。

(総会)

第 12 条 総会は、年に 1 回開催し、次の各号に掲げる事項について議決する。

- (1) 規約の変更
- (2) 活動計画（長期）
- (3) 収支予算および決算
- (4) 役員の選任または解任
- (5) 本会の解散
- (6) その他、本会の運営に関する重要事項

(定例会議)

第 13 条 定例会議は、原則として 2 ヶ月に 1 回オンラインで開催し、活動計画（短期）および本会の運営に関する事項等について議決する。

(臨時会議)

第 14 条 臨時会議は、会員の 3 分の 2 以上が必要と認めた場合に原則としてオンラインで開催する。

附則

この規約は、2019 年 1 月 25 日から施行する。

附則（2019 年 5 月 29 日）

この規約の一部を変更し、2019 年 5 月 29 日から施行する。

附則（2019 年 12 月 1 日）

この規約の一部を変更し、2019 年 12 月 1 日から施行する。

附則（2020 年 10 月 19 日）

この規約の一部を変更し、2020 年 10 月 19 日から施行する。

附則（2021 年 8 月 1 日）

この規約の一部を変更し、2021 年 8 月 1 日から施行する。

附則（2021 年 11 月 5 日）

この規約の一部を変更し、2021 年 11 月 5 日から施行する。